

○特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類

特定販売を行う際に使用する通信手段	インターネット，電話，郵便等 その他（ ）
特定販売を行う医薬品の区分	要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く），第一類医薬品 指定第二類医薬品，第二類医薬品，第三類医薬品 薬局製造販売医薬品
特定販売を行う時間	（ ）：～： （ ）：～： （ ）：～：
特定販売のみを行う時間 （有・無）	（ ）：～： （ ）：～： （ ）：～：

◆特定販売時の広告等

特定販売時の広告上の 薬局又は店舗の名称		主たるホームページアドレス		主たるホームページの構成概要
①				別添①のとおり
		（フリガナ）	（フリガナ）	
	ログイン時のID		ログインパスワード	
②				別添②のとおり
		（フリガナ）	（フリガナ）	
	ログイン時のID		ログインパスワード	
③				別添③のとおり
		（フリガナ）	（フリガナ）	
	ログイン時のID		ログインパスワード	
④				別添④のとおり
		（フリガナ）	（フリガナ）	
	ログイン時のID		ログインパスワード	
⑤				別添⑤のとおり
		（フリガナ）	（フリガナ）	
	ログイン時のID		ログインパスワード	

※アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフトの入手方法等に関する資料を添付すること。

◆特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要

<p>【画像・映像を撮影する設備】</p> <p>デジタルカメラ</p> <p>その他（ ）</p> <p>【画像・映像を送信する設備】</p> <p>パソコン</p> <p>その他（ ）</p>
--